

静岡市インクルーシブ雇用推進企業等認証事業実施要綱

(趣旨)

第1条 静岡市は、多様な就労困難者と企業等とを結び付けることで、就労を通じて誰もが生きがいや役割を持って暮らすことができるまちづくりと、雇用を通じて企業等が生産性を向上させ、もって地域経済の活性化を推進することを目的とし、そのための優良事例を収集し、モデルとして情報発信していくため、静岡市インクルーシブ雇用推進企業等認証事業を実施するものとし、その実施に関し必要な事項は、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 就労困難者 就労に困難を抱えている障害者手帳を持たない障害者、難病患者、ニート、ひきこもり、ひとり親及び就職氷河期世代であって、別表第1の対象者一覧表に掲げる要件を満たしているもの
- (2) 企業等 静岡市内に雇用者を配置する事業所を設けている法人
- (3) インクルーシブ雇用 企業等の規則等に定められた支援制度を活用して、企業等が就労困難者を雇用すること（現に雇用している就労困難者を継続して雇用することを含む。）
- (4) 就労支援機関 行政機関、独立行政法人又は行政機関が設立した公的団体（以下「行政機関等」という。）若しくは行政機関等から委託又は指定を受けた事業者で、就労困難者の就労支援に係るサービスを提供するもの

2 前項第1号の就労困難者であった者が障害者手帳の取得、病気の寛解、就職又は婚姻等により同号に該当しなくなった場合でも、該当しなくなった日から別表第1の対象者一覧表に掲げるみなし対象期間が経過する日までは、雇用が継続している限りにおいて同号に該当している者とみなす。ただし、対象となる生計を一にする子がいなくなったひとり親については、この限りではない。

(認証の対象となる企業等)

第3条 認証の対象となる企業等は、次の各号のいずれにも該当する企業等で、別表第2の認証基準を全て満たすものとする。ただし、国及び地方公共団体並びに障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号。以下「法」という。）第43条第6項に規定する特殊法人（以下「特殊法人」という。）を除く。

- (1) インクルーシブ雇用を行っていること。
- (2) 法第43条第2項に規定する障害者雇用率を満たしていること。
- (3) 事業からの収入（国若しくは地方公共団体又は特殊法人が原資を負担している負担金、

補助金、交付金、寄附金又は繰出金による収入を除く。以下同じ。)を主たる財源として運営していること。

(4) 労働関係法令を遵守していること。

(5) 加入義務のある社会保険に従業員を被保険者として加入させていること。

(6) インクルーシブ雇用に係る優良企業等として、他の企業等へアドバイスを行うなど、市の普及啓発の取組に協力すること。

(欠格事由)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する企業等は、認証の対象に該当しないものとする。

(1) この要綱に基づく認証の取消しを受けた日から起算して3年を経過しないもの。ただし、第9条の規定に基づき認証辞退を申請して認証を取り消されたときは、この限りではない。

(2) 役員等（役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員等（静岡県暴力団排除条例（平成25年静岡県条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの

(3) 暴力団（静岡県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの

(4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの

(5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの

(6) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの

(7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業若しくは同条第13項に規定する接客業務受託営業又はこれらに類する事業を行うもの

(8) 過去5年間に法人として法令に違反する重大な事実があり、そのことを原因として行政

処分若しくは刑事処分又はその両方を受けたもの

(9) 静岡市税若しくは国税又はその両方を滞納しているもの

(10) 事業に必要な許認可を受けていないもの

(11) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又は同条第2項に規定する政党

(12) インクルーシブ雇用を行う事業所が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による指定障害福祉サービスの指定を受けているもの

(13) インクルーシブ雇用を行う事業所が、宗教活動を事業の主たる目的としているもの

(14) その他静岡市がインクルーシブ雇用を推進するに当たり、適切ではないと認められる事業活動等を行っているもの

(申請)

第5条 インクルーシブ雇用推進企業等の認証を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、インクルーシブ雇用推進企業等認証申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 申請者概要書（様式第2号）

(2) 誓約書兼同意書（様式第3号）

(3) インクルーシブ雇用者一覧表（様式第4号）

(4) 申請日から過去1年以内の決算日に作成された計算書類又は同等の計算書の写し（収入の内訳が明記され、かつ、認証を受けようとする事業所の収入が含まれているものに限る。）

(5) 現在事項全部証明書若しくは履歴事項全部証明書又はその写し（申請日から過去3月以内に発行されたもの）

(6) 申請日前の直近の基準日において所轄の公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し（報告義務のない企業等においては、その旨及び障害者雇用状況報告書の記載方法に準じて算出した常用雇用労働者の数を記載した申立書）

(7) 就労困難者を雇用するための支援制度を定めた規則等の写し

(8) インクルーシブ雇用の対象者の同意書（様式第5号）の写し及び別表第1の対象者一覧表に掲げる対象者であることを証する書類又はその写し

(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類
(認証の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、その結果をイン

クルーシブ雇用推進企業等認証（不認証）通知書（様式第6号）により申請者に通知するとともに、認証したときは、その旨を公表するものとする。

2 前項の規定による認証の有効期間は、認証の日から3年を経過する日までの間で、市長が定める日までとする。

3 市長は、第1項による審査にあたっては、必要に応じてインクルーシブ雇用に係る有識者の意見を聞くことができる。

（認証内容に係る変更の届出）

第7条 前条第1項の規定に基づき認証を受けた事業者（以下「認証事業者」という。）は、第5条の規定による申請の内容に係る次の変更を行ったときは、インクルーシブ雇用推進企業等認証変更届出書（様式第7号）に、変更に係る第5条各号に掲げる書類を添付して、速やかに市長に届け出なければならない。

(1) 所在地、法人若しくは事業所の名称又は代表者の職氏名

(2) インクルーシブ雇用の対象者（認証時又は前回の変更時から半数以上が変更となった場合に限る。）

(3) 計算書類又は同等の計算書に記載された収入内訳のうち、第3条第3号に規定する事業からの収入に該当するものの合計額の収入総額に対する構成比（認証時又は前回の変更時と比べて25パーセント以上増減した場合に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、認証事業者は、第3条に掲げる要件を欠くに至ったとき又は第4条に掲げる欠格事由に該当したときは、第9条の規定に基づき速やかに認証を辞退しなければならない。

（認証状況に係る調査等）

第8条 市長は、認証事業者が認証基準に適合していないと疑うに足る事由があると認めるときは、その内容が認証基準に適合していることを証明する書類を提出させ、又は実地により調査し、確認する。

2 前項に基づき確認した結果、市長は、必要に応じて改善等を指示することができる。

（認証の辞退）

第9条 認証事業者は、認証を辞退しようとするときは、インクルーシブ雇用推進企業等認証辞退申請書（様式第8号）を市長に提出しなければならない。

（認証の取消し）

第10条 市長は、認証事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、認証を取り消すことができる。

- (1) 前条の規定により認証辞退の申請があったとき。
- (2) 不正の手段により認証を受けたと認められたとき。
- (3) 第3条に掲げる要件を欠くに至ったとき又は第4条に掲げる欠格事由に該当したとき
(第1号に該当する場合を除く。)
- (4) 第8条第1項に基づく市の調査に応じないとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、認証にふさわしくないと市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定に基づき、事業者の認証を取り消すこととしたときは、インクルーシブ雇用推進企業等認証取消通知書(様式第9号)により、当該事業者に通知するとともに、前項第1号以外の事由により取り消したときは、その旨を公表するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年2月2日から施行する。

別表第1（第2条及び第5条関係）

就労困難者区分	要件	対象者であることを証する書類	みなし対象期間
障害者手帳を持たない障害者	身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれも所持しない者のうち、これら障害者と同等の障害があると認められるもの	医師の診断書	3年
難病患者	難病であると医師から診断を受けた者（障害者手帳を所持している者を除く。）	医師の診断書又は特定医療費（指定難病）受給者証の写し	3年
ニート	35歳未満の無業者（家事、就学、就労又は職業訓練のいずれも行っていない者のことをいう。）	生年月日が分かる本人確認書類又はその写し及び就労支援機関が発行する利用証明書	6年
ひきこもり	社会的参加（家事、就学、就労、職業訓練又は家庭外での交友など）を回避し、原則として6か月以上に亘って家庭に留まり続けている者	就労支援機関が発行する利用証明書	6年

ひとり親	婚姻していない又は配偶者の生死が明らかでない者（その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいるものを除く。）のうち、生計を一にする15歳（障害のある子においては18歳とする。）に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいるもの	児童扶養手当証書の写し（児童扶養手当を受給していない場合は、ひとり親であることを証明できる全部事項証明書（戸籍謄本の写し）又は一部事項証明書（戸籍抄本の写し））及び子に障害があるときはそのことを証明する書類	3年
就職氷河期世代	昭和45年から昭和60年までに出生し、いわゆる「就職氷河期」に学校を卒業し、就職時期を迎えた者のうち、雇用前の直近1か年に正規雇用労働者として雇用されていないもの（正規雇用するときに限る。）	生年月日が分かる本人確認書類又はその写し及び就労支援機関が発行する利用証明書	3年

別表第2（第3条関係）

項目	認証基準
<p>インクルーシブ雇用の対象者の人数</p>	<p>次の計算方法で算出された人数以上を雇用していること。 ただし、算出された人数が1人未満のときは、1人とする。</p> <p>なお、その者が就労困難者になった原因が、明らかにその者を雇用する企業等の責めによると認められる者は、対象者の人数から除く。</p> <p>（計算方法） 認証を受けようとする事業所における従業員数に、法第43条第2項に規定する障害者雇用率と同じ割合を乗じた数（小数点以下を切り捨て）とする。</p> <p>なお、インクルーシブ雇用の対象者の計算において、算出された人数が2人以上となる企業等は、特定短時間労働者及び短時間労働者について1人を0.5人に換算し、算出された人数が2人未満となる企業等は、特定短時間労働者について1人を0.5人に換算し、それぞれ算入する。</p> <p>また、従業員数の計算において、特定短時間労働者は、算入対象外とし、短時間労働者は、1人を0.5人に換算して算入する。</p>
<p>計算書類又は同等の計算書に記載された収入内訳のうち、第3条第3号に規定する事業からの収入に該当するものの合計額の収入総額に対する構成比</p>	<p>2分の1を超えていること。</p>

様式第1号（第5条関係）

インクルーシブ雇用推進企業等認証申請書

年 月 日

（宛先）静岡市長

申請者 所在地
名称及び
代表者の職氏名

静岡市インクルーシブ雇用推進企業等認証事業実施要綱第5条の規定によりインクルーシブ雇用推進企業等の認証を受けたいので、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 事業所の名称

2 添付書類

- (1) 申請者概要書（様式第2号）
- (2) 誓約書兼同意書（様式第3号）
- (3) インクルーシブ雇用者一覧表（様式第4号）
- (4) 申請日から過去1年以内の決算日に作成された計算書類又は同等の計算書の写し（収入の内訳が明記され、かつ、認証を受けようとする事業所の収入が含まれているものに限る。）
- (5) 現在事項全部証明書若しくは履歴事項全部証明書又はその写し（申請日から過去3月以内に発行されたもの）
- (6) 申請日前の直近の基準日において所轄の公共職業安定所へ提出した障害者雇用状況報告書の写し（報告義務のない企業等においては、その旨及び障害者雇用状況報告書の記載方法に準じて算出した常用雇用労働者の数を記載した申立書）
- (7) 就労困難者を雇用するための支援制度を定めた規則等の写し
- (8) インクルーシブ雇用の対象者の同意書（様式第5号）の写し及び対象者であることを証する書類として別表第1の対象者一覧表に掲げたもの又はその写し
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要があると認める書類

様式第2号（第5条関係）

申請者概要書

業 種 (日本標準産業分類)	
法 人 名 称	(フリガナ)
代 表 者 の 職 氏 名	(フリガナ)
法 人 所 在 地	〒
担 当 部 署 ・ 担 当 者 名	
電 話 番 号	() -
F A X 番 号	() -
E - m a i l	
ホームページアドレス	
認証を受ける静岡市内 の事業所の所在地、 名称及び連絡先	〒 電話番号 () - FAX番号 () -
創 業	年 月
法 人 設 立	年 月
資 本 金	千円

認証を受ける静岡市内の 事業所の従業員数	人
認証を受ける静岡市内の 事業所のインクルーシブ 雇 用 者 数	人
加入組合、商工会議所 ・ 商 工 会 等	
各 種 許 認 可 、 認 証 等	
事 業 内 容	

(注)

- 1 認証を受ける静岡市内の事業所の従業員数について、特定短時間労働者は、算入対象外とし、短時間労働者は、1人を0.5人に換算して算入すること。
- 2 認証を受ける静岡市内の事業所のインクルーシブ雇用者数について、別表第2の計算方法により算出された人数が2人以上となる企業等は、特定短時間労働者及び短時間労働者について1人を0.5人に換算し、別表第2の計算方法により算出された人数が2人未満となる企業等は、特定短時間労働者について1人を0.5人に換算し、それぞれ算入すること。

誓約書兼同意書

（宛先）静岡市長

申請者 所在地
名称及び
代表者の職氏名

当法人は、インクルーシブ雇用推進企業等の認証申請に当たり、以下の事項について誓約します。

なお、当法人は、静岡市が必要があると認めたときは、本誓約書兼同意書及び現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書若しくはその写しを、静岡市が警察署に提供することに同意します。

- 1 次の各号のいずれにも該当し、認証基準を満たしていること。
 - (1) インクルーシブ雇用を行っていること。
 - (2) 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第43条第2項に規定する障害者雇用率を満たしていること。
 - (3) 事業からの収入（国又は地方公共団体若しくは特殊法人が原資を負担している負担金、補助金、交付金、寄附金又は繰出金による収入を除く。）を主たる財源として運営していること。
 - (4) 労働関係法令を遵守していること。
 - (5) 加入義務のある社会保険に従業員を被保険者として加入させていること。
 - (6) インクルーシブ雇用に係る優良企業等として、他の企業等へアドバイスをを行うなど、市の普及啓発の取組に協力すること。
- 2 次の各号のいずれにも該当しないこと。
 - (1) 静岡市インクルーシブ雇用推進企業等認証事業実施要綱に基づく認証の取消しを受けた日から起算して3年を経過しないもの。ただし、第9条の規定に基づき認証辞退を申請して取り消されたときは、この限りではない。
 - (2) 役員等（役員又は支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）

が暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるもの

- (3) 暴力団（静岡市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）、暴力団員等又は暴力団員の配偶者が経営に実質的に関与していると認められるもの
- (4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者を利用するなどしたと認められるもの
- (5) 役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるもの
- (6) 役員等が暴力団、暴力団員等又は暴力団員の配偶者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるもの
- (7) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業若しくは同条第13項に規定する接客業務受託営業又はこれらに類する事業を行うもの
- (8) 過去5年間に法人として法令に違反する重大な事実があり、そのことを原因として行政処分若しくは刑事処分又はその両方を受けたもの
- (9) 静岡市税若しくは国税又はその両方を滞納しているもの
- (10) 事業に必要な許認可を受けていないもの
- (11) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体又は同条第2項に規定する政党
- (12) インクルーシブ雇用を行う事業所が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定による指定障害福祉サービスの指定を受けているもの
- (13) インクルーシブ雇用を行う事業所が、宗教活動を事業の主たる目的としているもの
- (14) その他静岡市がインクルーシブ雇用を推進するに当たり、適切ではないと認められる事業活動等を行っているもの

様式第4号（第5条関係）

インクルーシブ雇用者一覧表

(フリガナ) 氏 名	採用年月日	職種・職務 内 容	1週あたり の労働時間	就労困難者 区 分	備 考
	年 月 日		時間		
	年 月 日		時間		
	年 月 日		時間		
	年 月 日		時間		
	年 月 日		時間		
	年 月 日		時間		
	年 月 日		時間		
	年 月 日		時間		
	年 月 日		時間		
	年 月 日		時間		

(注)

- 1 就労困難者区分については、別表第1の就労困難者区分に掲げたものの中から該当するものを記入すること。
- 2 この様式の作成時において、就労困難者に該当している者とみなす者については、備考欄にその旨及び該当しなくなった日を記入すること。

様式第5号（第5条関係）

年 月 日

同意書

様

同意者 氏名〔 〕

私は、貴社がインクルーシブ雇用推進企業等の認証を受けようとするにあたり、私をインクルーシブ雇用の対象者として及び私が対象者であることを証する書類を静岡市へ提出することに同意します。

様式第6号（第6条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

インクルーシブ雇用推進企業等認証（不認証）通知書

年 月 日付けで申請のあったインクルーシブ雇用推進企業等の認証については、次のとおり認証（不認証）したので、静岡市インクルーシブ雇用推進企業等認証事業実施要綱第6条第1項の規定により通知します。

- 1 事業所の名称

- 2 認証期間 年 月 日から 年 月 日まで

- 3 不認証の理由（不認証の場合のみ）

様式第7号（第7条関係）

インクルーシブ雇用推進企業等認証変更届出書

年 月 日

（宛先）静岡市長

届出者 所在地
名称及び
代表者の職氏名

インクルーシブ雇用推進企業等の認証の内容を変更したので、静岡市インクルーシブ雇用推進企業等認証事業実施要綱第7条第1項の規定により、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

変 更 日		年 月 日
事業所の名称		
変更事項	旧	
	新	

様式第8号（第9条関係）

インクルーシブ雇用推進企業等認証辞退申請書

年 月 日

（宛先） 静岡市長

	所在地	}	
申請者	名称及び		}
	代表者の職氏名		

静岡市インクルーシブ雇用推進企業等認証事業実施要綱第9条の規定によりインクルーシブ雇用推進企業等の認証を辞退したいので、次のとおり申請します。

1 辞退申請する事業所の名称

2 辞退する理由

様式第9号（第10条関係）

第 号

年 月 日

様

静岡市長 氏 名 印

インクルーシブ雇用推進企業等認証取消通知書

年 月 日付けで認証したインクルーシブ雇用推進企業等の認証について、静岡市インクルーシブ雇用推進企業等認証事業実施要綱第10条第2項の規定により、下記のとおり取り消しましたので通知します。

- 1 取り消した事業所の名称

- 2 取消日 年 月 日

- 3 取り消した理由